明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○古物営業法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一四）　一
〔告　示〕
○トマト加工品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一四）　三
○チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同一五）　四
○古物営業法施行規則第十五条第三項第五号ニの規定に基づき、書類を指定する件（国家公安委四二）　六
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（同四三）　七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二九二）　六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同二九三）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
金融庁国民保護計画の変更について（金融庁）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（独立行政法人勤労者退職金共済機構・国立研究開発法人森林研究・整備機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、日本放送協会放送受信規約の一部変更、第四十回（平成三十年度）エネルギー管理士試験合格者、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

規則

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項並びに古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第三号、第六条第二項、第七条第三項、第十二条第一項、第十五条第一項第四号、第二十一条の五第四項、第二十一条の六第二項及び第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長　小此木八郎